

鈴鹿市議会基本条例 [解説入り]

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 議会と市民の関係（第4条—第7条）

第4章 議会と執行機関との関係（第8条—第10条）

第5章 議会の組織及び会議の運営（第11条—第23条）

第6章 議員の政治倫理及び報酬（第24条・第25条）

第7章 政務活動費及び議員研修（第26条・第27条）

第8章 最高規範性及び見直し手続（第28条・第29条）

附則

鈴鹿市議会（以下「議会」という。）は、鈴鹿市民（以下「市民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成された合議制の機関であり、二元代表制のもと、同じく市民から選ばれた鈴鹿市長（以下「市長」という。）と、それぞれの特性を活かしながら、市民の負託に応える責務を負っている。

また、地方分権時代の到来により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日では、議会は市政の議事機関として、団体意思の決定機能及び執行機関の監視・評価機能を発揮するため、市政の課題を明らかにしながら議員間での自由闊達な議論を通して、政策を決定していくことが求められている。

このようなことから、議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定を遵守するとともに、議会及び議員の活動原則等を定めて、議会活動を支える体制の整備等を推進し、幸せな市民の暮らしと市政の発展を実現するためこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めるとともに、市民と議会及び議員と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにすることにより、議会がその権能を発揮し、真に市民の負託に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

〔第1条解説〕この条例は、議会及び議員の活動原則、市長やその他の執行機関との関係などを明確にし、また、議会に関する基本的な事項を明文で規定化しています。

これにより、議会及び議員は、その必要性や重要性を議会及び議員における共通認識として確認し、併せてその趣旨に沿った運営を実現することにより議会の使命を果たし、『市政の発展及び市民福祉の向上に寄与する』こととしたものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、団体意思の決定機関として、及び市長等の監視・評価機関として、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 市政について、市民との情報共有を図ること。
- (2) 市民参加の機会の拡充等により、市民の意見を把握し、市政に反映できるよう努めること。
- (3) 複数の代表で構成された合議制の機関として議員間の討議を活性化し、政策立案及び政策決定の責務を果たすこと。

〔第2条解説〕議会は本市の議事機関であり、その重要な機能として、地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の2つがあることを明確にし、第1条で規定した（目的）を達成するための、議会の活動原則を3つ定めています。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をしなければならない。

- (1) 市民の代表としての責任を自覚し、市民全体の福祉の向上を図るため、議会の合意形成に努めること。
- (2) 市民の意見を適確に把握し、自己の意思形成に反映させ、議会活動について市民に対して説明するよう努めること。
- (3) 調査及び研修を通じて、その資質の向上に努めること。

〔第3条解説〕第2条と同様、第1条で規定した（目的）を達成するため、議員個人としての活動原則を定めています。

議員は、市民の代表としての責任を常に自覚し、一部の団体又は個人のためではなく、市民全体の福祉の向上のために、誠実かつ公正に職務を行うことで、常に市民から信頼を得られるよう努めなければなりません。また、議員は、市民のさまざまな意見の把握をし、それを基にした政策立案や政策提言を実施し、その議会活動については、市民に説明するように努めなければなりません。

このことからも、議員としての資質向上に努める必要があります。

第3章 議会と市民の関係

(情報共有)

第4条 議会は、議会の活動に関し、その意思形成過程が明らかとなるよう、市民に対し情報を公開し、市民との情報共有に努めるものとする。

〔第4条解説〕議会は、市の予算や条例など、市民の生活に密着した事項を取り扱っています。そこで第2条（議会の活動原則）に則り、市議会だよりや市議会ホームページ

ページ、その他さまざまな手法により議会活動についての情報、特にどのような過程でその意思が形成されていくのかということを積極的に公開することで、市民の方々と情報を共有する必要があることをうたっています。

(会議の公開)

第5条 議会は、本会議の公開のほか、全ての会議を原則公開とする。

〔第5条解説〕第4条で示したように、議会の情報を公開し、情報共有を図るため、議会が開催する全ての会議は原則公開とするということを定めています。

(報告会等)

第6条 議会は、議会活動について市民に対し報告等を行う場を設けることとし、情報提供及び情報共有に努めるものとする。

〔第6条解説〕第2条（議会の活動原則）に則り、市民の方々に議案審査における議論の経過や意思形成過程、審査結果など、議会活動に関する情報提供をし、これを共有し、同時に市民の意見を把握するため、議会活動についての報告等を行う場を設けることを定めています。具体的な手段としては、議会報告会や意見交換会等の開催が考えられますが、効果的な手法は第18条で定める広報広聴会議で協議することにしています。

(市民意見の反映)

第7条 議会は、議会活動に関し、さまざまな手法により聴取した市民の意見を反映できるよう努めるものとする。

〔第7条解説〕第6条の市民への報告の場やパブリックコメント等、さまざまな手法によって市民から得た意見を、議会運営や市政発展へ反映できるように努めることを定めています。

第4章 議会と執行機関の関係

(質問)

第8条 議会の会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。

- 2 議員の質問等に対し答弁をする者は、本会議にあっては議長、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあっては委員長の許可を得て反問することができる。
- 3 議員は、議会の会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書で質問を行うことができる。この場合において、市長等に対し文書による回答を求めるものとする。

〔第8条解説〕議会の会議では、議員からの質問や質疑に対して市長等が答弁を行います。この場合、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴される方にも議論がわかりにくいものとなってしまいます。そこで、第1項では、議員と市長等の質疑応答について、その論点や争点を互いに明確にすることを義務付けています。また、第2項では、本会議や委員会における答弁する者の反問権の付与を定義しています。これにより市長等は、質問や質疑を行った議員に対し、質問の趣旨の確認をすることができ、議論を明確にすることができます。また、反問には、市職員から議員の考え方を問い合わせたり、対案の提示を求める、「反論」も含まれます。これにより、本会議・委員会における議員と市職員との議論が深まることが期待されます。第3項は、議員が議長を経由して、市の一般事務に関する文書質問できることを規定した条文です。文書質問については通年で隨時できることとし、市長等に文書回答することを求めていました。

(政策提案の説明要求)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下本条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項等の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における位置付け又は政策等の提案の根拠
- (3) 関係する法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

〔第9条解説〕議会は、市長が重要政策等を提案しようとするときは、その背景・目的・効果、総合計画等における位置付けや政策等の提案根拠、関係する法令や条例等との関係、実施にあたっての財源や将来にわたってのコストといった事項を、議会での審議に必要な情報として、説明を求めるなどを定めています。これによって、提出される政策等に対して、より詳細な審査や議論が行えると考えられます。

(予算及び決算における政策説明)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、施策別又は事業別の説明を求めるものとする。

〔第10条解説〕ここでは市政の重要な事項である予算・決算を審議する際に、第9条の趣旨に応じたわかりやすい説明をすることを定めています。具体的には、審議に要する説明資料等を、よりわかりやすくすることなどが考えられます。

第5章 議会の組織・会議の運営

(議員定数)

第11条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮して、定めるものとする。

2 議員の定数の変更に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

〔第11条解説〕議員定数の定め方について、その根拠や考慮点等を明確化しています。議員の定数は、人口、面積、財政力、事業課題といった多面的な視点を考慮して定めるべきとしています。議会を構成する議員の定数を増やしたり減らしたりすることは、議会の機能・役割を左右することになりますし、市民の意見を十分に吸収し、その代表性を確保しながら、少數意見の排除を避けることなど、配慮するべき点が多くあります。議会の審議能力と市民の意見を適正に反映させることは、議会の責務を果たすための基本となるものです。そこで、この定数を変更する際には、法令やこの条例で定める議会の活動を推進し、議会の備えるべき機能を確保することを基本とし、市政の現状と課題、将来の予測と展望等を十分に考慮して行うことを明記しています。

(会派)

第12条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした理念を共有する議員で会派を結成することができる。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

〔第12条解説〕議会運営上の「会派」の定義を明確化したものです。比較的規模が大きく、また、委員会制度を中心に運営される議会においては、政策・理念を共有する集団として構成された「会派」同士の議論が、円滑な議会運営に資する性質を持っています。第1項では、会派を「理念を共有する議員」と位置付けるとともに、議員が会派を結成することができることを定めています。第2項では、各会派が議会活動について相互に議論を行い、「政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努める」と定めています。ここで示される会派とは、政策・理念の共有組織としての会派ですので、第25条の政務活動費の交付対象としての「会派」の定義とは異なるところがあります。

(議会運営と合意形成)

第13条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の討議を尽くすよう民主的かつ効率的に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案、請願等に関して審議し結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

〔第13条解説〕第1項では、議会は討論の場であるとの原則から、議員相互が民主的・

効率的に自由討議を行いながら議会運営を行うことを定めています。また、第2項では、本会議や委員会において、議案や請願等に関し、審議結果を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めることを定めています。

(通年議会)

第14条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに關し必要な事項は、別に定める。

〔第14条解説〕本市議会は、これまで年4回の定例会と、必要に応じ開かれる臨時会において、提案される議案を審議・議決してきました。しかし、定例会・臨時会の開会手続に時間を要すること、また、議会の閉会中は、常任委員会の活動が制約されることや市長により地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分が行われることなどの課題がありました。会期を通年とすることにより、議会の判断で速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応することができます。また、常任委員会の所管事務調査も積極的に行うことができます。本条は、定例会の回数を年1回として、その会期を通年とすることを定めています。

(専門的知見の活用)

第15条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、その結果を討議に反映させるよう努めるものとする。

〔第15条解説〕本市の事務は多岐にわたっており、また、専門性の高いものが少なく述べません。そのため、学識経験者等の専門的な知識を有する人に、議案や本市の事務に関する調査を積極的に依頼し、その調査結果を議案の審査や議会が行う討議に反映するように努めることを定めています。

(委員会の活動)

第16条 委員会は、審査、調査等に当たり、資料等を積極的に市民に公開し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 常任委員会は、所管事務調査を積極的に行い、市長等の行政運営に関する監視・評価及び政策提言に反映させるよう努めるものとする。

〔第16条解説〕第1項では、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の審議や調査研究の過程で、その運営について、市民との情報共有の観点からも、公正・透明性を心がけ、市民に分かりやすい議論に努めることを規定しています。第2項では、特に常任委員会の活動について、所管事務調査を積極的に行うことで、それぞれが所管する部局の課題を的確に把握し、市長等の行政運営に関する監視・評価や、政

策提言等に反映させるように努めることを規定しています。

(公聴会等)

第17条 委員会は、法第109条第5項において準用する法第115条の2に規定する公聴会の制度及び同条第2項に規定する参考人の制度を活用して、市民及び有識者の専門的又は政策的識見を討議に反映させるよう努めるものとする。

〔第17条解説〕 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会における審査や調査等に関して討議する場合、市民や有識者の意見を反映させるため、地方自治法第115条の2第1項に規定されている「公聴会」の制度及び「参考人」の制度を活用するよう努めることとしています。

これにより、より具体的かつ専門的な議論が進むことが期待されます。

(請願趣旨の聴取)

第18条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

〔第18条解説〕 議会に提出された請願については、委員会において詳細な審査が行われますが、委員会における審査を充実させるため、請願の紹介議員や請願者から、請願を提出するにいたった背景や目的などの意見を聴取する機会を設けることができると定めています

(議会広報広聴の充実)

第19条 議会は、議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する。

〔第19条解説〕 本条例制定以前は、広報広聴委員会があり、おもに議会だよりの編集を行ってきましたが、ここで規定する広報広聴会議は、これをさらに発展させ、第2条（議会の活動原則）に明記している原則に則り、第4条から第7条にも規定する市民との情報共有を図ることや市民の意見を把握するために、どのような手法によってしていくべきかを総合的に協議する会議です。この会議では議会だよりやホームページ等の広報媒体の告知内容を協議することのほか、第6条に規定する市民への報告等の手法等についても検討することとします。また、この会議は、地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場とし、議会の公的な会議として位置付けるものです。

(政策の立案及び提言)

第20条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

〔第20条解説〕政策立案や政策提言について、議会としての積極的な姿勢を明確にしています。

従来の議会運営においては、市長等執行機関から提案された条例の制定及び改廃、議案、議決承認事項等に対して、“承認機関”としての議会の性質が強いものでしたが、本条例を制定することにより、条例制定の提案、否決や修正をも視野に入れた議案審査、決議等の採択による積極的な政策立案、政策提言を行う姿勢を明確にし、市民のための議会であることを自覚するものです。

(調査機関の設置)

第21条 議会は、議会活動及び政策の重要な案件に関する調査のため必要があると認めるとときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

〔第21条解説〕議会が、議会活動や政策の重要な案件についての調査のため、必要に応じ調査機関を設置できることを定めています。ここでは、第14条に規定した専門的知見の活用における「議案の審査又は本市の事務に関する調査について」は除く目的として位置付け、学識経験者等の専門的な知識を有する人で構成する調査機関が、当該案件の内容等の調査を行い、議会に対して報告を行うことにより、その報告を議会活動や審査の参考にしようとするものです。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置しその充実に努めるものとする。

〔第22条解説〕地方自治法第100条第18項では、議員の調査研究のために、議会図書室を設置することが定められています。この議会図書室は、議員の政策立案及び政策提言のために、電子化されたものを含む書籍、資料等をより一層充実させる必要があります。また、地方自治法第100条第19項において議会図書室は、一般に利用させてもよいとされていることから、誰にでも利用しやすい図書室となるように心がけ、市民と議員との交流の場所としての活用も考えられます。

(議会事務局の体制整備)

第23条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

〔第23条解説〕議会の政策提案機能等を補助する議会事務局の体制整備について規定しています。議会事務局は、議会に関する事務を執行するとともに、議会がその機能を発揮し、効果的・効率的な議会運営を行えるよう、議会の活動を補佐する役割を担っています。地方分権の時代にあって、地方議会は市政の課題を解決するた

め、その機能を一層充実強化することが求められており、議会を補佐する事務局の役割も増大していることから、議会を補佐する事務局として、その体制の強化と運営の充実を図ることを定めたものです。

第6章 議員の政治倫理及び報酬

(政治倫理)

第24条 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、議員倫理の意識の向上及び確立に努めるものとする。

〔第24条解説〕議員は、市民の厳粛な信託に応え、市民全体の代表者として、議員倫理意識の向上と確立に努め、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

(議員報酬)

第25条 議員報酬（法第203条第1項に規定する議員報酬をいう。）の見直しを提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、市民等から幅広く意見を聴取し、市政の現状、将来の展望を十分考慮しながら、委員会又は議員が提案するものとする。

〔第25条解説〕議員報酬について、議会から見直しを提案する場合の考え方を定めています。市民からの直接請求や市長が提案する場合を除き、議員が議員報酬改正議案を提出する場合は、市民の意見聴取や市政の現状、将来に渡っての展望などを十分に考慮した上で提案することを定めています。

第7章 政務活動費及び議員研修

(政務活動費)

第26条 議員は、調査研究その他の活動に資するため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用するものとする。

2 会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員は、条例に規定する使途基準に従い政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

〔第26条解説〕政務活動費は、地方自治法第100条第14項により、議員の調査研究その他の活動に役立てるため、地方公共団体が会派又は議員に対し交付できると定められており、本市においても条例を定め交付されています。第1項では、議員が政務活動費を有効に活用し、調査研究やその他活動を行うことを定めています。第2項では、政務活動費が使途基準に従い適正に執行されることを確認し、市民に対して使途の説明責任があることを定めています。本市議会では、政務活動費に関して、収支報告書、すべての支出にかかる領収書等の写しを公開し、使途の説明に努めています。

(議員研修の充実)

第27条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施しなければならない。

〔第27条解説〕議会は、本市の抱える課題について、自ら解決策を考え、政策立案する能力を身につける必要があります。そのために、議員にとって必要な研修を実施する義務があることを定めています。

第8章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第28条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

〔第28条解説〕本条例を鈴鹿市議会における基本的事項を定めた“最高規範性”を有するものとして位置付けており、議会に関する他の条例等の制定改廃は、「議会基本条例」との整合を図り、その趣旨に反するものとしてはないと規定しています。

(見直し手続)

第29条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

〔第29条解説〕本条例の検証について規定しています。また、検証の結果を受け、必要に応じて適切な措置を講じることを規定しています。「議会基本条例」の規定内容に沿った議会運営と、市民意見や社会情勢等とを勘案し、条例施行後も議会の在り方について不断の検討を重ねることとし、必要に応じて所要の措置を講ずることを規定するものです。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(鈴鹿市議会定例会条例の廃止)

2 鈴鹿市議会定例会条例（昭和31年鈴鹿市条例第9号）は、廃止する。